

常滑市委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、常滑市が発注する建設工事に係る測量、調査、設計等委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする委託業務は、当初設計金額が1件200万円以上のものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、委託業務の監督員及び検査員とする。

(評定の時期)

第4条 評定は、監督員にあつては業務の完了のとき、検査員にあつては検査を実施したときに、それぞれ行うものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、委託業務成績評定表（様式第1。以下「評定表」という。）により行うものとする。

(評定表の提出)

第6条 監督員は、委託業務の完了後検査実施日までに検査員の評定項目を除く評定を行い、評定表を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは速やかに、評定表を財政課長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 財政課長は、検査員から評定表の提出があつたときは、委託業務成績評定結果通知書（様式第2）に項目別評定点（様式第3）を添付し、常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号）第53条の規定による検査結果通知書とあわせて、評定結果を直ちに委託業務担当課長へ交付するものとする。

2 委託業務担当課長は、当該委託業務の受注者に対し検査終了後7日以内に、前項により交付された書類を通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 財政課長は、前条第2項の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

2 財政課長は、前項の修正を行ったときには、速やかにその結果を当該委託業務の委託業務担当課長を通じ受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第9条 第7条第2項又は前条第2項による通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に委託業務成績評定説明請求書（様式第4）により、疑問となる評定項目及びその趣旨を明記の上、市長に対して評定結果について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第10条 財政課長は、受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して速やかに委託業務成績評定に対する説明請求回答書(様式第5)により回答するものとする。

2 財政課長は、前項の回答をするときは、建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の建設工事等成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）（設計業務）

委託業務成績評定表											
					業務担当課						
業務年度					契約番号						
委託業務名											
路線等の名称											
委託場所											
履行期間					当初		～				
					最終		～				
業務委託料					当初		最終				
受注者											
完了日											
完了検査日											
管理技術者					照査技術者						
担当技術者											
総括監督員			所属		職氏名						
主任監督員			所属		職氏名	主任					
専任監督員			所属		職氏名	技師					
検査員			所属		職氏名	主査					
評価項目				専任監督員 評定点②	主任監督員 評定点④	検査員 評定点⑥	評定点⑦	業務評定 ⑨	技術者評定⑨		
									管理 技術者 主任 技術者	担当 技術者	照査 技術者
専門技術力	提案力、改善力										
	業務執行技術力										
	施工時への 配慮	概略設計、 予備設計									
		詳細設計									
コスト把握力											
管理技術力	工程管理能力										
	品質管理能力										
	迅速性、弾力性、 調整能力										
コミュニケーション力		説明力、協調性、 プレゼンテーション力									
取組姿勢		責任感、積極性、 倫理観									
成果品の品質											
⑩総合評定点 =⑦の評定点の加重平均点											
⑪100点満点換算											
業務執行に係る過 失に伴う減点	⑫業務執行上の過失										
	⑬守秘性に係る過失										
⑭事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）											
⑮瑕疵修補又は損害賠償による減点（軽微なミスの修正を除く）											
総合評定点⑯ = ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮											

様式第1（第5条関係）（測量、地質・土質調査、調査・計画業務）

委 託 業 務 成 績 評 定 表									
					業務担当課				
業 務 年 度					契 約 番 号				
委 託 業 務 名									
路 線 等 の 名 称									
委 託 場 所									
履 行 期 間		当 初			～				
		最 終			～				
業 務 委 託 料		当 初			最 終				
受 注 者									
完 了 日									
完 了 検 査 日									
管 理 技 術 者					照 査 技 術 者				
担 当 技 術 者									
総 括 監 督 員		所 属			職 氏 名				
主 任 監 督 員		所 属			職 氏 名				
専 任 監 督 員		所 属			職 氏 名				
検 査 員		所 属			職 氏 名				
評価項目		専任監督員 評定点②	主任監督員 評定点④	検査員評 定点⑥	評定点⑦	業務評定 ⑨	技術者評定⑨		
							管理 技術者 主任 技術者	担当 技術者	照査 技術者
専門技術力	提案力、改善力								
	業務執行技術力								
管理技術力	工程管理能力								
	品質管理能力								
	迅速性、 弾力性、 調整能力								
コミュニケーション力	説明力、 協調性、 プレゼンテーション力								
取組姿勢	責任感、 積極性、 倫理観								
成果品の品質									
⑩総合評定点 =⑦の評定点の加重平均点									
⑪100点満点換算									
業務執行に係る過 失に伴う減点	⑫業務執行上の過失								
	⑬守秘性に係る過失								
⑭事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）									
⑮瑕疵修補又は損害賠償による減点（軽微なミスの修正を除く）									
総合評定点⑯ = ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮									

様式第1 (第5条関係) (監督業務)

委 託 業 務 成 績 評 定 表									
						業務担当課			
業 務 年 度				契 約 番 号					
委 託 業 務 名									
路 線 等 の 名 称									
委 託 場 所									
履 行 期 間				当 初		～			
				最 終		～			
業 務 委 託 料				当 初		最 終			
受 注 者									
完 了 日									
完 了 検 査 日									
管 理 技 術 者									
担 当 技 術 者									
総 括 監 督 員 所 属						職 氏 名			
主 任 監 督 員 所 属						職 氏 名			
専 任 監 督 員 所 属						職 氏 名			
検 査 員 所 属						職 氏 名			
評価項目		評価の視点	専任監 督員評 定点	主任監 督員評 定点	検査員 評定点	評定点	技術者評定		
							管理 技術者 主任 技術者	担当 技術者	
専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解							
	的確な履行	十分な知識・技術力							
		必要情報の収集・把握							
		関係者とのコミュニケーション							
	業務目的の達成度	必要事項の実施							
		的確な取りまとめ							
管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性							
	打合せ内容の理解	打合せ内容の理解							
	指揮系統の迅速性・確実性	指揮系統の迅速性・確実性							
取組姿勢	責任感、積極性	責任感、積極性							
⑮評定点の計									
業務執行に係る過失に伴う減点		⑯業務執行上の過失							
		⑰守秘性に係る過失							
⑱事故等による減点 (業務遂行段階を対象とする)									
⑲瑕疵修補又は損害賠償による減点 (軽微なミス of 修正を除く)									
総合評定点⑳ = ⑮+⑯+⑰+⑱+⑲									

（受注者）

様

常 滑 市 長

委託業務成績評定結果通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、常滑市委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

1 委 託 業 務 名

2 路 線 等 の 名 称

3 委 託 場 所

4 委 託 代 金 円

5 履 行 期 間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

6 検 査 年 月 日 年 月 日

7 評 定 点 点

項目別評定点

業務名 : _____

評価項目	評価の視点		業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定		
				管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)
専門技術力	提案力 改善力		点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 100 点
	業務執行技術力		点/ 400 点	点/ 400 点	点/ 400 点	点/ 100 点
	施工時への配慮 (注2)	概略設計 予備設計	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
		詳細設計	点/ 100 点	20点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
	コスト把握能力 (注2)		点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
管理技術力	工程管理能力		点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 100 点	点/ 100 点
	品質管理能力		点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 100 点	点/ 100 点
	迅速性、弾力性 調整能力		点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力		点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
取組姿勢	責任感、積極性 倫理観		点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 100 点
成果品の品質			点/ 800 点	点/ 800 点	点/ 500 点	点/ 100 点
評定点の 小計 (注3)	評定点の加重平均点		点/ 2400 点	点/ 2400 点	点/ 1600 点	点/ 300 点
	100点満点換算		点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点	点	点	点
事故等による減点			点	点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
総合評定点			点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点

注) 1. 各項目の評定点及び満点は、少数第二位を四捨五入して表示している。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

3. 評定点の小計は、少数第一位を四捨五入し整数としている。

項目別評定点

業務名 :

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
専門技術力	提案力 改善力	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	
	業務執行技術力	点/ 400 点	点/ 400 点	点/ 400 点	点/ 400 点	
	施工時への配慮 (注2)	概略設計 予備設計	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点
		詳細設計	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点
	コスト把握能力 (注2)	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	
管理技術力	工程管理能力	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	
	品質管理能力	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	
	迅速性、弾力性 調整能力	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	
コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	
取組姿勢	責任感、積極性 倫理観	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	点/ 200 点	
成果品の品質		点/ 700 点	点/ 700 点	点/ 400 点	点/ 100 点	
評定点の 小計 (注3)	評定点の加重平均点	点/ 2100 点	点/ 2100 点	点/ 1300 点	点/ 300 点	
	100点満点換算	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	
業務執行に係る過失に伴う減点		点	点	点	点	
事故等による減点		点	点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	点	
総合評定点		点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は、少数第二位を四捨五入して表示している。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

3. 評定点の小計は、少数第一位を四捨五入し整数としている。

項目別評定点

業務名 :

評価項目		評価の視点	業務評定 (評定点/満点) (注1)	技術者評定	
				管理技術者 主任技術者 (評定点/満点) (注1)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)
専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の理解	点/ 6 点	点/ 6 点	点/ 6 点
	的確な履行	十分な知識・技術力	点/ 36 点	点/ 36 点	点/ 36 点
		必要情報の収集・把握			
	関係者とのコミュニケーション				
業務目的の達成度	必要事項の実施	点/ 18 点	点/ 18 点	点/ 18 点	
	的確な取りまとめ				
管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	点/ 12 点	点/ 12 点	— 点/ — 点
	打合せ内容の理解	打合せ内容の理解	点/ 6 点	点/ 6 点	— 点/ — 点
	指揮系統の迅速性・確実性	指揮系統の迅速性・確実性	点/ 14 点	点/ 14 点	— 点/ — 点
取組姿勢	責任感、積極性	責任感、積極性	点/ 8 点	点/ 8 点	点/ 8 点
計			点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 68 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点	点	点
事故等による減点			点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点
総合評定点(注2)			点/ 100 点	点/ 100 点	点/ 100 点

注) 1. 各項目の評定点は、少数第二位を四捨五入して表示している。

2. 総合評定点の計は、少数第一位を四捨五入し整数としている。

第 号
年 月 日

(受注者)

様

常 滑 市 長

委託業務成績評定に対する説明請求回答書

年 月 日付けで説明請求のあった委託業務成績評定内容については、下記のとおりです。

記

- 1 委 託 業 務 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 委 託 場 所
- 4 請求に対する説明

評定項目	説 明